

別紙第5号様式（第9条関係）



函館市介護サービス事業所等サービス継続支援事業費補助事業実績報告書

令和3年3月31日

函館市長 様

〒042-0916

住 所 函館市旭岡町78番地

補助事業者 法人名 社会福祉法人函館カ

代表者名 理事長 若山 直

補助事業の名称 函館市介護サービス事業所等サービス継続支援事業費補助事業  
(介護サービス事業所等との連携支援事業)

令和3年3月26日付けで補助金の交付決定を受けた上記事業の実績について、  
函館市補助金等交付規則第17条に基づき、関係書類を添えて報告します。

補助金交付決定額	金	62,000 円
補助金精算額	金	62,000 円

函館市介護サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金 精算書

区分		事業名称		事業所の番号	事業所名	サービス種別	事業者の総事業費	A 円	寄付金その他の収入額	B 円	差引額	(A-B)C 円	対象経費支出額	D 円	基準額	E 円	補助基本額	F 円	補助算額	G 円	補助交付決定額	H 円	不 用 額	(H-G)I 円	個別協議の有無
No.	事業所番号	事業所名	サービス種別																						
(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業																									
1	171400294	旭ヶ岡の家デイサービスセンター	通所介護事業所(通常規模型)				0	0	0	0	0	62,000	62,000	537,000	537,000	537,000	537,000	62,000	62,000	62,000	62,000	0	0		
2																									
3																									
4																									
5																									
(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業																									
1							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2																									
3																									
4																									
5																									
合 計							0	0	0	0	0	62,000	62,000	537,000	537,000	537,000	537,000	62,000	62,000	62,000	62,000	0	0		

注1 D欄には、補助先の事業所で実際に要した経費(千円未満切り捨て)を記入すること。  
 注2 E欄には、「函館市介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」の別表2-1または2-2に記載された基準単価を記入すること。  
 注3 F欄には、C欄、D欄およびE欄を比較して最も少ない額を記入する。

積算内訳表

事業所・施設名	旭ヶ岡の家デイサービスセンター	法人名	社会福祉法人函館カリタスの園
サービス種別	通所介護事業所(通常規模型)	事業所番号	0171400294

1	事業区分	1.介護サービス事業者等におけるサービス継続支援事業	取組内容	(2)職員の応援派遣に係る費用
---	------	----------------------------	------	-----------------

No.	支出費目	所要額(円)	具体的な内容・用途・品目・数量等	按分する理由・根拠
1	人件費	35,036	令和2年5月分給与	派遣日数・兼務割合
2	人件費	27,728	令和3年1月分給与	派遣日数・兼務割合
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
	合計	62,764		

2	事業区分		取組内容	
---	------	--	------	--

No.	支出費目	所要額(円)	具体的な内容・用途・品目・数量等	按分する理由・根拠
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
	合計	0		

- (注)
- 1 事業区分ごと、取組内容ごとに表を分けて作成し、対象経費と支出費目については別紙を参考とすること。
  - 2 通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費分のみを記載すること。
  - 3 各項目について、支出したことを証する領収証の写し等、および当該支出が補助事業の対象であることを証する資料を添付すること。
  - 4 通常時の費用と補助事業の対象となる費用を同時に支出している場合は、それぞれの費用を按分して算出すること。また、その場合は按分する理由または根拠を記載し、必要に応じて当該理由等がわかる資料を添付すること。
  - 5 申請時点で注および3に係る資料を添付できない場合は、具体的な理由等を文書で示すこと。
  - 6 行が不足する場合には適宜行を追加してください。